

平成 23 年 11 月 15 日 【第 3 版】

『CIIC 許可・経審申請パック』 Q & A

【CIIC 許可・経審申請パックとは】

Q1-1:『CIIC 許可・経審申請パック』では何ができますか？

建設業許可、経営事項審査に係る申請書類をパソコンで作成できます。

Q1-2:『CIIC 許可・経審申請パック』のメリットは何ですか？

- ・ダウンロードするだけで無料で利用できます。
- ・会員登録等の手続きは一切不要です。
- ・入力候補からの選択ができ、入力桁数などのチェックも行われます。
- ・商号名称、所在地、電話番号等の共通項目が、各書類で利用できます。
- ・『CIIC 分析パック』と連携して、建設業許可、経営事項審査、経営状況分析に関する申請書類のファイル管理が一元化できます。

【CIIC 許可・経審申請パックのご利用について】

Q2-1:利用料はかかりますか？

また、利用についての制限はありますか？

CIIC ホームページからダウンロードすることにより、どなたでも無償にてご利用いただけます。(会員登録等の必要はありません。)
また、利用についての制限はありません。
(ダウンロードはシステムメンテナンス時を除く 24 時間、365 日ご利用いただけます。)
ただし、お問い合わせは平日 9:00 から 17:00 までの間にお願いいたします。
※お問い合わせは、03-5565-6236 までお願いいたします。

Q2-2:『CIIC 許可・経審申請パック』はどうしたら手に入りますか？

CIIC ホームページ『許可・経審申請パックのご案内』からダウンロードしてください。
(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)

Q2-3:利用するために必要なパソコンの動作環境は？

Microsoft Windows バージョン	: Microsoft Windows XP/ Windows Vista/ Windows 7(32 ビット版)
Microsoft Office Excel バージョン	: Microsoft Office Excel 2003/ Excel 2007/ Excel 2010(32 ビット版)
ディスプレイ	: 1024 × 768 ピクセル表示が可能であること
プリンタ	: A4 サイズの印刷が可能であること

**Q2-4: 利用するためにパソコンに何かソフトをインストールする必要はありますか？
また、パソコンに何か設定をする必要はありますか？**

Microsoft Office Excel (2003/2007/2010(32ビット版)のいずれか) がインストールされている必要があります。
また、Excel のマクロ機能を使用していますので、セキュリティレベルの設定が必要となります。
詳しくは、C I I C ホームページ『許可・経審申請パックのご案内』の〈CIIC 許可・経審申請パックをご使用いただく際の Excel における設定確認について〉をご参照ください。
(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)

Q2-5: Microsoft Windows 7 での利用は可能ですか？

『CIIC 許可・経審申請パック Ver1.03』からご利用いただけます。
ただし、64ビット版での動作は保証しかねます。
※今後の対応等につきましてはC I I C ホームページでお知らせいたします。

Q2-6: Macintosh(マッキントッシュ)での利用は可能ですか？

Q 2 - 3 の動作環境以外での動作は保証しかねます。
操作等のお問い合わせにもお答えしかねる場合がありますのでご了承ください。

【申請書類の作成について】

Q3-1: 『CIIC 許可・経審申請パック』の保存先はどこにすればよいですか？

特にフォルダ等の指定はありませんが、例えば年度毎のフォルダを作成し保存することで、申請の管理が容易になります。
※『CIIC 許可・経審申請パック』フォルダ内のフォルダ、ファイルを変更すると正しく動作しません。詳しくはC I I C ホームページ『許可・経審申請パックのご案内』の「許可・経審申請パック操作説明書」をご参照ください。
(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)

Q3-2: 申請書類はどのように作成するのですか？

C I I C ホームページ『許可・経審申請パックのご案内』の「許可・経審申請パック操作説明書」をご参照ください。(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)

Q3-3: 「共通項目入力シート」とは何でしょうか？

各申請書類の共通的な項目（商号名称、所在地、電話番号等）を、一つの入力シートにしたものです。「共通項目入力シート」に入力したデータは、様式シートの「共通項目取り込み」によりデータを取得できます。

Q3-4: 旧バージョンで作成したデータを新バージョンに取り込めますか？

『CIIC 許可・経審申請パック Ver1.03』から旧バージョンで作成したデータを新バージョンに取り込む機能をご用意いたしました。
詳しくはC I I C ホームページ『許可・経審申請パックのご案内』の「許可・経審申請パック操作説明書」をご参照ください。
(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)

Q3-5:『CIIC 許可・経審申請パック』に財務諸表等の書類(ファイル)がないのですが？

財務諸表等については、『CIIC 分析パック』を利用して作成してください。
共通項目は『CIIC 分析パック』とも連携していますので、詳しくは、『許可・経審申請パックのご案内』の「許可・経審申請パック操作説明書」をご参照ください。

(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)

なお、財務諸表等の作成については、『CIIC 分析パック』の「マニュアル」シート、「電子申請Q&A」をご参照ください。

Q3-6:分析パックに入力したデータを『CIIC 許可・経審申請パック』に取り込めますか？

従来は、『CIIC 許可・経審申請パック』の共通項目を『CIIC 分析パック』に反映させる機能のみでしたが、『CIIC 許可・経審申請パック Ver1.04』から分析パックに入力した共通項目を取り込む機能をご用意いたしました。

詳しくはC I I Cホームページ『許可・経審申請パックのご案内』の「許可・経審申請パック操作説明書」をご参照ください。

(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)

Q3-7:申請書の記載内容について聞きたいのですか？

許可、経審は許可行政庁（国土交通省の地方整備局等または都道府県）での審査となりますので、申請される許可行政庁のホームページ、案内パンフレット等でご確認ください。

【申請について】

Q4-1:許可、経審の申請はどこにすればよいのですか？

大臣許可（2つ以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする事業者）の申請は、主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省の地方整備局長等あての申請書類を、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県の担当課（県によっては土木事務所）に提出します。

知事許可（1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする事業者）の申請は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に対して申請を行います。

※経営事項審査の総合評定値を請求する場合は、事前に登録経営状況分析機関に経営状況分析を申請し、経営状況分析結果通知書を添付して申請する必要があります。

（C I I Cは経営状況分析実績No. 1の登録経営状況分析機関です。）

Q4-2:許可、経審の申請で必要な提出書類は何ですか？

C I I Cホームページ『許可・経審申請パックのご案内』の参考資料「許可申請書・添付書類一覧」、「経審申請書・添付書類一覧」(http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)、または申請される許可行政庁（国土交通省の地方整備局等または都道府県）のホームページ、案内パンフレット等でご確認ください。

※許可行政庁によって申請書類等が異なる場合がありますので、必ずご確認ください。

Q4-3:行政庁独自の申請書類はないのですか？

『CIIC 許可・経審申請パック』では用意しておりません。

申請される許可行政庁（国土交通省の地方整備局等または都道府県）のホームページ等で用意している場合がありますのでご確認ください。

Q4-4:『CIIC 許可・経審申請パック』で電子申請はできますか？

現在、建設業許可、経営事項審査は電子申請化されていませんので、書面での申請になります。

『CIIC 許可・経審申請パック』で作成した申請書を印刷し、確認書類と併せ申請される許可行政庁へ申請してください。

【お問い合わせについて】

Q5-1:作成した申請書類を年度毎(申請毎)に管理したいのですが？

ダウンロードした『CIIC 許可・経審申請パック』のフォルダ名に年度を入れるよう変更し、以降フォルダをコピーして名前を変更することにより、年度毎(申請毎)の管理が可能です。また、新たに『CIIC 許可・経審申請パック』をダウンロードして新規で作成する必要がなくなります。(変更部分の修正のみで済みます。)

※制度改正等により『CIIC 許可・経審申請パック』のバージョンが変更になっている場合には、新たにダウンロードして作成していただく必要があります。

Q5-2:一度ダウンロードした『CIIC 許可・経審申請パック』は無期限で使用できますか？

有効期限はありません。

ただし、制度改正、Excel のバージョンアップ等により、『CIIC 許可・経審申請パック』のバージョンを変更する場合があります。その際は、『CIIC 許可・経審申請パック』を C I I C ホームページより再度ダウンロードしてください。

※『CIIC 許可・経審申請パック』のバージョン変更は C I I C ホームページでお知らせします。

Q5-3:システムメンテナンス時は利用できないのですか？

また、システムメンテナンスの日時等は決まっているのですか？

『CIIC 許可・経審申請パック』をダウンロードしておけば、いつでもご利用できます。システムメンテナンス時はダウンロードできませんので、恐れ入りますがメンテナンスが終了するまでお待ちください。

システムメンテナンスは不定期ですので、事前に C I I C ホームページでお知らせいたします。

Q5-4:許可、経審の制度について教えてほしいのですが？

建設業許可制度、経営事項審査制度は、建設業法施行規則に基づいた制度ですので、国土交通省(本省または地方整備局等)のホームページでご確認ください。

Q5-5:『CIIC分析パック』の使い方について聞きたいのですが？

1. 分析パックご利用にあたっての設定作業に関しましては、C I I C ホームページ『分析パックのご案内』(http://www.ciic.or.jp/bunseki/bunseki_pack.html)の「『CIIC 分析パック』ご利用の手順(マクロ設定)」をご参照ください。

2. 操作方法に関しましては、分析パックを起動していただくと、「電子申請対応版 CIIC 分析パック'かんたん'マニュアル」を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。その他、ご不明な点等がありましたら、最寄りの C I I C 担当支部・事務所へお問い合わせください。

※C I I C 担当支部・事務所の電話番号は、C I I C ホームページ「経営状況分析申請窓口のご案内」(<http://www.ciic.or.jp/bunseki/window.html>)をご参照ください。

Q5-6:『CIC 許可・経審申請パック』に関する問い合わせはどこにすればよいのですか？

お問い合わせは、03-5565-6236 までお願いいたします。
(お問い合わせ時間 平日 9:00 から 17:00)